

岩手県告示第 581 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成 18 年 4 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

| 区 域   | 場 所         | 期 日  |
|-------|-------------|--|
| 陸前高田市 | 当該市町村で定める場所 | 平成 18 年 6 月 26 日（午後）から同月 30 日（午前）まで  |
| 一関市   | 〃           | 平成 18 年 7 月 10 日（午後）から同月 14 日（午前）まで<br>及び同月 24 日（午後）から同月 28 日（午前）まで                          |
| 平泉町   | 〃           | 平成 18 年 7 月 18 日（午後）   |
| 金ヶ崎町  | 〃           | 平成 18 年 7 月 19 日   |
| 遠野市   | 〃           | 平成 18 年 7 月 20 日   |
| 住田町   | 〃           | 平成 18 年 7 月 21 日   |
| 藤沢町   | 〃           | 平成 18 年 8 月 1 日（午後）から同月 2 日（午前）まで  |
| 奥州市   | 〃           | 平成 18 年 8 月 21 日（午後）から同月 25 日（午前）まで、<br>同月 28 日（午後）から同月 30 日まで及び同年 9 月 4 日（午<br>後）から同月 6 日まで |
| 大船渡市  | 〃           | 平成 18 年 9 月 25 日（午後）から同月 29 日まで  |
| 大槌町   | 〃           | 平成 18 年 10 月 18 日（午後）から同月 20 日（午前）まで   |
| 北上市   | 〃           | 平成 18 年 10 月 23 日（午後）から同月 26 日まで   |
| 西和賀町  | 〃           | 平成 18 年 10 月 30 日（午後）から同月 31 日（午前）まで   |
| 花巻市   | 〃           | 平成 18 年 11 月 8 日から同月 10 日まで及び同月 14 日から<br>同月 17 日まで  |